

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和5年5月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	2件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200744号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300012号

第1 結論

請求者のA社における令和2年6月30日の標準賞与額に係る記録を52万1,000円とすることが必要である。

令和2年6月30日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年6月30日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る令和2年賃金台帳及び令和2年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額52万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(令和2年*月*日から令和3年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が当該申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の令和2年賃金台帳及び令和2年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から52万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200448号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300013号

第1 結論

1 請求者のA社における請求期間のうち、平成11年1月20日から平成13年5月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間及び平成14年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成11年1月から平成13年4月までの各月、同年6月及び平成14年9月の標準報酬月額については、別表1のとおりとする。

平成11年1月から平成13年4月までの各月、同年6月及び平成14年9月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成11年1月から平成13年4月までの各月、同年6月及び平成14年9月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における請求期間のうち、平成12年3月1日から同年7月1日までの期間及び平成13年4月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成12年3月から同年6月までの各月及び平成13年4月から同年9月までの各月の標準報酬月額については、別表2のとおりとする。

平成12年3月から同年6月までの各月及び平成13年4月から同年9月までの各月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額(平成12年3月から同年6月までの各月、平成13年4月及び同年6月は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成11年1月20日から平成15年7月18日まで

国の記録では、私のA社における厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額が、当時の給与明細書で確認できる報酬月額に比べて低い額になっているので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成11年1月20日から平成13年5月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間及び平成14年9月1日から同年10月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及び日本年金機構の回答により、請求者が当該各期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 11 年 1 月から平成 13 年 4 月までの各月、同年 6 月及び平成 14 年 9 月に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表 1 のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成 11 年 1 月 20 日から平成 13 年 5 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び平成 14 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、前述の給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該各期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 13 年 7 月 1 日から平成 14 年 9 月 1 日までの期間及び同年 10 月 1 日から平成 15 年 3 月 1 日までの期間について、前述の給与明細書により確認又は推認できる当該各期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額であることから、厚生年金特例法の規定による記録の訂正を認めることはできない。

また、請求期間のうち、平成 13 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び平成 15 年 3 月 1 日から同年 7 月 18 日までの期間について、請求者及び A 社は、当該各期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認又は推認できる資料を保管しておらず、ほかに関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができず、厚生年金特例法の規定による記録の訂正を認めることはできない。

2 請求期間のうち、平成 12 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び平成 13 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、前述の給与明細書により、当該各期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（平成 12 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、平成 13 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額）よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間のうち、平成 12 年 3 月から同年 6 月までの各月及び平成 13 年 4 月から同年 9 月までの各月に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認又は推認できる報酬月額から、別表 2 のとおりとすることが妥当である。

ただし、平成 12 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び平成 13 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額（平成 12 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、平成 13 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2200448 号
 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2300013 号

別表 1 【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成 11 年 1 月及び同年 2 月	18 万円	22 万円
平成 11 年 3 月		34 万円
平成 11 年 4 月及び同年 5 月		24 万円
平成 11 年 6 月		32 万円
平成 11 年 7 月		22 万円
平成 11 年 8 月	20 万円	24 万円
平成 11 年 9 月		30 万円
平成 11 年 10 月から平成 12 年 2 月まで		26 万円
平成 12 年 3 月から同年 6 月まで		36 万円
平成 12 年 7 月から同年 9 月まで		30 万円
平成 12 年 10 月から平成 13 年 3 月まで	24 万円	28 万円
平成 13 年 4 月		34 万円
平成 13 年 6 月		30 万円
平成 14 年 9 月		26 万円

別表 2 【厚生年金保険法（第 75 条本文）による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成 12 年 3 月	36 万円 (※)	38 万円
平成 12 年 4 月から同年 6 月まで		47 万円
平成 13 年 4 月	34 万円 (※)	36 万円
平成 13 年 5 月	24 万円	
平成 13 年 6 月	30 万円 (※)	
平成 13 年 7 月から同年 9 月まで	24 万円	

(※) 厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200615号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300014号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年5月1日から昭和58年10月1日まで

A社において勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。

しかし、請求期間はアルバイトであったものの、正社員より長い時間勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B社は、当時の資料の保管がないため、請求者が請求期間において、A社に勤務していたか否かは不明であると回答しており、請求者の請求期間における勤務実態を事業所に確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録のある者に照会したが、これらの者から、同社における請求者の当該期間に係る勤務をうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、B社は、当社が保管する社会保険加入台帳に請求者と氏名及び生年月日の一致する者がいないことから、請求者に係る厚生年金保険被保険者の加入等に関する届出を行っておらず、請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答している上、請求期間当時において、A社が加入していたC健康保険組合は、当組合の加入者又は加入者であったことがある者の中に請求者はいない旨回答している。

加えて、請求者は、自身と仕事内容及び雇用形態が同じアルバイトであった同僚二人の姓を挙げているところ、前述の被保険者名簿において、請求期間に当該同僚と同じ姓の被保険者は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200616号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300015号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年11月1日から昭和59年6月1日まで

B建物の地下に所在したA社において勤務した請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。

しかし、請求期間には、正社員としてA社に勤務したので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、A社に正社員として勤務した旨主張しているが、オンライン記録によると、同社は、平成7年10月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は死亡しているため、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び元事業主に確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録のある者に照会したが、これらの者から、同社における請求者の勤務をうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、請求者は、自身と仕事内容及び雇用形態が同じであった同僚の氏名を挙げているところ、前述の被保険者名簿において、請求期間に当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

加えて、前述の被保険者名簿において、請求期間及びその前後の期間に被保険者資格を取得した者の健康保険整理番号は、欠番がなく連続しており、請求者の当該期間に係る記録が欠落した事情はうかがえない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200643号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300005号

第1 結論

平成9年*月から同年*月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年*月から同年*月まで

二十歳になった平成9年*月頃に、母がA県B市のC出張所(当時)において、国民年金の加入手続と同時に免除申請をしてくれた。

国民年金保険料の免除については、学生であった平成11年3月までの期間に3回申請したはずだが、年金記録上、2年度分しか反映されていないので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、母がB市のC出張所において免除申請をしてくれた旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、市町村が国民年金保険料免除申請書(学生用)(以下「免除申請書」という。)を受理した場合、当該市町村は、免除申請を行った国民年金被保険者及び当該被保険者の親元の世帯の世帯員の所得額等を確認した上で、当該被保険者の免除申請についての意見等を付して、免除申請書を管轄社会保険事務所(当時)に進達し、同事務所は当該所得額等により、その承認の可否を認定する取扱いになっていたところ、B市は、請求期間当時の免除申請書(市の控え)、免除申請書受付処理簿等の免除に関する資料を保管していない旨、日本年金機構は、保存期限経過のため請求期間当時の免除申請書、免除申請の受付、承認、却下の状況が確認できる資料等を保管していない旨それぞれ回答しており、請求者の母又は請求者が、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったか否かを確認又は推認することができない。

また、オンライン記録によると、平成9年9月に請求者に対し過年度保険料に係る納付書が作成された事蹟が確認できることから、同月において請求期間に係る国民年金保険料は、免除が承認されていないものとして取り扱われていたと考えられる。

さらに、請求期間については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られていることを踏まえると、請求期間に係る記録管理に過誤が生じる可能性は低いと考えられるところ、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を免除されていたことが事実と認められる関連資料はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200472号

厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300006号

第1 結論

昭和60年3月から昭和62年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年3月から昭和62年12月まで

請求期間の国民年金保険料については、未納となっている旨のお知らせがあり、母に相談したところ、お金を用意してくれたので、具体的な納付時期については覚えていないが、郵便局に現金を持参し納付書で一括納付した。

年金記録によると、請求期間に係る国民年金保険料が現在も未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、請求期間の開始月に当たる昭和60年3月16日付けで国民年金第1号被保険者資格を取得し、請求期間の終期の翌月に当たる昭和63年1月25日付けで国民年金第3号被保険者に種別変更されているが、当該資格取得処理年月日は昭和63年3月19日、当該種別変更処理年月日は同年3月25日と、いずれも昭和63年3月に処理されており、これらの処理年月日及びオンライン記録により確認できる請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)前後の被保険者の記録から判断すると、請求者については、同年3月頃に国民年金第3号被保険者に係る届出が行われたことに伴い、国民年金第1号被保険者に係る資格取得の処理が行われたものと考えられ、請求者は、当該処理時点までは請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は2年とされていることから、前述の国民年金第1号被保険者の資格取得に係る処理時点において、請求期間のうち、一部の期間に係る国民年金保険料については時効により納付することができず、請求者は、請求期間の国民年金保険料を一括納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、請求者に係る記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求期間当時の住所地であったA県内で当該期間に払い出された記号番号の検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付した時期等について覚えていない旨陳述している上、請求者が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。